

# 社会福祉法人協和会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人協和会（以下「法人」という。）の定款第8条、21条及び定款細則第7条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲で、報酬を支給することができる。
- 3 使用者としての立場を有する役員（評議員選任・解任委員を含む）に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の時間外に開催される理事会等に出席した場合は、他の役員に準じて報酬を支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 業務執行理事の報酬は別表1に定める額とする。
- 4 各々の理事に対する報酬は別記1「理事の報酬」に定める額とする。
- 5 各々の監事に対する報酬は別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の評議員に対する報酬は別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員の報酬は別記4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

## (費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、正規の時間外に開催される理事会等に出席した場合は、その他の役員に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）等を出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

## (報酬等の支給日)

第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等ならびに旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法人第59条の2に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 業務執行理事の報酬  
年間報酬総額は150,000円以内とする。  
(1出勤につき3,000円×月4回×12か月)

別記1 理事の報酬  
理事(役員)会等出席の都度、謝金として一人一律3,000円

別記2 監事の報酬  
理事(役員)会等出席の都度、謝金として一人一律3,000円  
法人監事監査の謝金として一人一律5,000円

別記3 評議員の報酬  
評議員会会出席の都度、謝金として一人一律3,000円

別記4 評議員選任・解任委員の報酬  
評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人一律5,000円

費用弁償

- ・ 交通費は、現に要した実費とする。但し、自家用車の場合は、1kmにつき37円の定額とする。尚、下浜地内の場合は特別な事情がない限り支給しない。
- ・ 旅費は、役員等が法人業務のため旅行した場合は、社会福祉法人協和会旅費規程に基づき、旅費を支給する。